

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の一部効力（新規利用者受入）の停止対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人路交館
- (2) 代表者 理事長 山田 有信
- (3) 所在地 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目 7 番 5 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 桜の園
- (2) 所在地 大阪府守口市八雲北町三丁目 3 9 番 8 号
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和元年 11 月 29 日

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

令和 2 年 3 月 1 日（日曜日）から 3 か月間

（当該事業所は、令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日まで休止中）

5 処分の理由

運営基準違反

当該事業者は、食事に支援が必要な児童への具体的な支援方法について、職員間で適正に引き継ぎを行える体制を整備しておらず、その結果として死亡事故を発生させたことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号に該当するため。